

○工学院大学研究報告編集委員会規程

(平成 25 年 7 月 22 日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、工学院大学研究報告編集委員会(以下、「委員会」という)に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 工学院大学研究報告(以下、「研究報告」という)の編集に関する事項
 - (2) 研究報告の予算および決算に関する事項
- 2 研究報告の投稿および執筆については、別に定める。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 工学部の機械系学科から選出された専任教員 1 名。
 - (2) 工学部の化学系学科から選出された専任教員 1 名。
 - (3) 工学部の電気系学科から選出された専任教員 1 名。
 - (4) 建築学部から選出された専任教員 1 名。
 - (5) 情報学部から選出された専任教員 1 名。
 - (6) グローバルエンジニアリング学部から選出された専任教員 1 名。
 - (7) 基礎・教養教育部門から選出された専任教員 1 名。
- 2 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(委員長および副委員長)

第 4 条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を招集し、議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理または代行する。

(定足数)

第 5 条 委員会は委員の過半数の出席によって成立する。

- 2 委員の出席は、代理人をもって代えることができる。
- 3 委員会の議決は、出席委員の 3 分の 2 以上をもってする。

(事務)

第 6 条 委員会の事務は、学習支援部学習支援課において処理する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、教授総会で行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 22 日から施行する。